



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

その他告示

- | |
|---|
| <p>○法務省告示第百四十八号
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律
(平成十六年法律第百五十一号) 第五条の規定に基づき、次の方が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十二条第一項の規定に基づき、公示する。</p> <p>令和七年十二月十一日</p> |
| <p>○外務省告示第四百五十九号
令和七年十一月十八日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるボリオ撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。</p> <p>1 協力の目的及び内容 ボリオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2 贈与額 五億千五百万円
3 贈与の供与期限 令和八年十一月三十日
4 署名者 日 本 側 赤松秀一在パキスタン大使
国際連合児童基金側 パーニラ・アイアンサイド在パキスタン事務所代表
令和七年十二月十一日
令和七年十二月十一日</p> |
| <p>○農林水産省告示第千八百七十八号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。</p> <p>(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて総覽に供する。</p> |
| <p>○農林水産大臣 鈴木 憲和
農林水産大臣 鈴木 憲和
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐賀県佐賀市(次の図に示す部分に限る)
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> |
| <p>○農林水産大臣 鈴木 憲和
農林水産大臣 鈴木 憲和
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐賀県唐津市(次の図に示す部分に限る)
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> |

2 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて総覽に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第十八百八十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和11十五年法律第百11十七号）第七条第1項の規定に基づき、令和七年十一月十日付けをもつて次のとおりに肥料を登録したので、同法第十六条第1項の規定に基づき告示する。

令和七年十一月十日 肥料水産大臣 鈴木 豊和

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が3年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第109767号	副産肥料	シリカNEXT 1号	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番1号
生第109768号	副産肥料	シリカNEXT 2号	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番1号
生第109772号	液状肥料	ぐみあいNP液肥167	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第109788号	化成肥料	ホウ素入り化成肥料12-2-10	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第109796号	化成肥料	有機入り化成888	プライムシステム株式会社	石川県金沢市本町二丁目1番3号
輸第109813号	化成肥料	腐植酸入りNS208Na	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目8番2号
輸第109816号	化成肥料	ジアンジアミド有機入り化成D590Zn	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目8番2号

有効期間が6年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第109771号	液状肥料	WAKUFUL-003	株式会社WAKU	岡山県岡山市北区芳賀5303 岡山リサイクルパークインキュベーションセンター101号室

生第109778号	化成肥料	高度化成TB442SI	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第109784号	化成肥料	高度化成013号	関東電工株式会社	群馬県高崎市賀野町2372番地
生第109785号	化成肥料	多木速緩エース521号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地
生第109786号	化成肥料	ぐみあい尿素入り高度化成240号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海3丁目3番1号
生第109787号	化成肥料	ぐみあい尿素入り窒素加里化成42号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海3丁目3番1号
生第109789号	化成肥料	高度化成488	みのり化学株式会社	福島県いわき市常磐閑船町宮下2番地の2
生第109791号	液状肥料	TKseaweed	株式会社マカシヨー	静岡県藤枝市五十海四丁目5番10号

生第109799号	混合堆肥複合肥料	堆肥・有機入り10-2-2	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地3
生第109800号	液状肥料	バイタル（VITAL）	株式会社海水化学研究所	福岡県北九州市八幡西区下畠町16番11号
生第109802号	配合肥料	DMPP入りC899号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地2
生第109803号	配合肥料	DMPP入りNS440号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地2
生第109804号	配合肥料	DMPP入りS050H号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地2
生第109814号	成形複合肥料	粒状固形肥料787	日本林業肥料株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目10番5号
生第109815号	成形複合肥料	NB粒状固形肥料028	日本肥料株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3
輸第109769号	被覆窒素肥料	B003	ペイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目1番2号
輸第109770号	被覆窒素肥料	B004	ペイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目1番2号
輸第109773号	魚かす粉末	魚骨 5・14	東海澱粉株式会社	静岡県静岡市葵区伝馬町24番地の15
輸第109794号	副産肥料	フィッシュソリュブルペースト 1号	東海澱粉株式会社	静岡県静岡市葵区伝馬町24番地の15
輸第109810号	液状肥料	DANLIAN 1	三和商事株式会社	東京都中央区銀座四丁目8番12号
輸第109811号	りん酸アンモニア	15-43燐安FV号	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目8番13号九段靖苑ビル4階
輸第109812号	化成肥料	ジシアンジアミド苦土入り化成肥料D790	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目8番2号

2 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて総覽に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第十八百八十五号

漁業法（昭和11四年法律第11百6十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月117日農林水産省告示第八百114号（特定水産資源（まわは及びまわは太平洋系群、まわは及びまわは対馬暖流系群、すわいがに太平洋北部系群、すわいがに日本海系群A海域、すわいがに日本海系群B海域、すわいがに北海道西部系群、すわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和7管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の1部を次のとおり変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十一月十日

農林水産大臣 鈴木 豊和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに對応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改める。

改	正	後	改	正	前
まさば及びまさば太平洋系群、まさば及びまさば対馬暖流系群、すわいがに太平洋北部系群、すわいがに日本海系群A海域、すわいがに日本海系群B海域、すわいがに北海道西部系群、すわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から翌年6月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	まさば及びまさば太平洋系群、まさば及びまさば対馬暖流系群、すわいがに太平洋北部系群、すわいがに日本海系群A海域、すわいがに日本海系群B海域、すわいがに北海道西部系群、すわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から翌年6月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	まさば及びまさば太平洋系群	まさば及びまさば対馬暖流系群、すわいがに太平洋北部系群、すわいがに日本海系群A海域、すわいがに日本海系群B海域、すわいがに北海道西部系群、すわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から翌年6月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	まさば及びまさば太平洋系群	まさば及びまさば対馬暖流系群、すわいがに太平洋北部系群、すわいがに日本海系群A海域、すわいがに日本海系群B海域、すわいがに北海道西部系群、すわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から翌年6月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一　まさば及びまさば太平洋系群	第一　（略）	第一　（略）	第一　まさば及びまさば太平洋系群	第一　（略）	第一　（略）
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）	（単位：トン）	（単位：トン）	（単位：トン）	（単位：トン）
都道府県	都道府県別漁獲可能量	都道府県	都道府県別漁獲可能量	都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	17,200	北海道	12,900	北海道	12,900
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三　（略）	三　（略）	三　（略）	三　（略）	三　（略）	三　（略）
第二～第十一　（略）	第二～第十一　（略）	第二～第十一　（略）	第二～第十一　（略）	第二～第十一　（略）	第二～第十一　（略）
○經濟産業省告示第百七十六号	○經濟産業省告示第百七十六号	○經濟産業省告示第百七十六号	○經濟産業省告示第百七十六号	○經濟産業省告示第百七十六号	○經濟産業省告示第百七十六号
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第一百六十四号）第11条第五項第四号の規定に基づつて、令和七年経済産業省告示第二十四号（中小企業信用保険法第11条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改定し、令和七年十一月十一日から施行する。	中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第一百六十四号）第11条第五項第四号の規定に基づつて、令和七年経済産業省告示第二十四号（中小企業信用保険法第11条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改定し、令和七年十一月十一日から施行する。	中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第一百六十四号）第11条第五項第四号の規定に基づつて、令和七年経済産業省告示第二十四号（中小企業信用保険法第11条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改定し、令和七年十一月十一日から施行する。	中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第一百六十四号）第11条第五項第四号の規定に基づつて、令和七年経済産業省告示第二十四号（中小企業信用保険法第11条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改定し、令和七年十一月十一日から施行する。	中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第一百六十四号）第11条第五項第四号の規定に基づつて、令和七年経済産業省告示第二十四号（中小企業信用保険法第11条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改定し、令和七年十一月十一日から施行する。	中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第一百六十四号）第11条第五項第四号の規定に基づつて、令和七年経済産業省告示第二十四号（中小企業信用保険法第11条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改定し、令和七年十一月十一日から施行する。
令和七年十一月十一日	令和七年十一月十一日	令和七年十一月十一日	令和七年十一月十一日	令和七年十一月十一日	令和七年十一月十一日
災　害　地　域	災　害　地　域	災　害　地　域	災　害　地　域	災　害　地　域	災　害　地　域
流域下水管の破損に起因する道　埼玉県　八潮市	流域下水管の破損に起因する道　埼玉県　八潮市	流域下水管の破損に起因する道　埼玉県　八潮市	流域下水管の破損に起因する道　埼玉県　八潮市	流域下水管の破損に起因する道　埼玉県　八潮市	流域下水管の破損に起因する道　埼玉県　八潮市
路陥没事故に係る災害	路陥没事故に係る災害	路陥没事故に係る災害	路陥没事故に係る災害	路陥没事故に係る災害	路陥没事故に係る災害

○国土交通省告示第千六十八号
次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年十二月十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覽に供する。

令和七年十二月十二日
国土交通大臣 金子 恭之
路線名 供用開始の区間
第一東海自動車道 岡崎市洞町字東丸根一六番一から同市洞町字東丸根一七 令和七年十二月十二日〇時
番三まで 供用開始の期日
○国土交通省告示第千六十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十一月二十七日付けをもつて次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

付けをもつて次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十一日

国土交通大臣 金子 榮之

型式承認 番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5782号	救命胴衣（固型 式）	2024N型	日本救命器具株式 会社	東京都江東区東雲一丁目2 番1号

○東北地方整備局告示第九十九号
次のように道路の区域を変更したので、
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の

規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年十二月十一日から一週間一般の縦覧に供する。
令和七年十二月十一日
東北地方整備局長 西村 拓

(三) (二) (一) 通路の種類
道路の区域 路線名 一 般 国 道
四号

青森県上北郡野辺地町字二本木三〇番一から同町字上御手洗瀬四番一まで
一九三〇年六月六日
前後別
メートル
キロメートル

○東北地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

経済産業省告示第百七十六号
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第三十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する）の全部を次のように改正し、令和七年十二月十二日から施行する。

1

令和七年十二月十一日
東北地方整備局長 西村 拓
路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所

四
号
青森県上北郡野辺地町字一本木三〇番一から同町字上御
手洗瀬四番一まで
東北地方整備局及び同局青
森河川国道事務所

供用開始の期日 令和七年十一月十一日

○経済産業省告示第百七十六号
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第二十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和七年十二月十二日から施行する。

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係方面は 令和七年十二月十一日から一週間一船の経費に供する
令和七年十二月一日 東北地方整備局長 西村 拓
各署 一月一日

路線名 併用開始の区間 面積 覧場所

四
号
青森県上北郡野辺地町字一本木三〇番一から同町字上御
手洗瀬四番一まで
東北地方整備局及び同局青
森河川国道事務所

供用開始の期日 令和七年十二月十一日

国会事項

衆議院

質問書提出

十二月九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

令和七年三月三十一日に厚生労働省が発表した「ドラッグ・ロスの実態調査と解決手段の構築」にかかる政府のその後の対応に関する質問主意書（福田玄提出）

病床数に係る制度の事実確認に関する質問主意書（橋本幹彦提出）

更生保護施設等の持続可能な運営に関する質問主意書（佐々木ナオミ提出）

P F A S（有機フッ素化合物）評価書及び対策に関する質問主意書（八幡愛提出）

衆議院議員橋本幹彦提出政治活動の自由と屋外広告物条例に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宗野創提出警察官の増員に関する質問に対する答弁書（宮川伸提出）

十二月九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員櫛渕万里提出非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋本幹彦提出高市首相の防衛国債についての国会答弁に関する質問に対する答弁書

十二月九日内閣から次の報告書を受領した。

第二百七回国会衆議院において採択された請願の処理経過

参議院

質問書提出

十二月九日議員から次の議案が提出された。

新型コロナウイルス感染症対策及びmRNAワクチン施策等検証委員会の設置等に関する法律案（神谷宗輔外三名発議（参第六号））

議案受領（予備審査）

十二月九日衆議院から次の議案が送付された。

刑法及び児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律案（酒井なつみ外九名提出）（衆第一二号）

質問主意書提出

十二月九日議員から次の質問主意書が提出された。

（齊藤健一郎提出）（第六一号）

（高良沙哉提出）（第六三号）

（大阪・関西万博における工事費等の未払被害等の救済及び責任糾明に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第六四号）

（ミャンマー軍事政権が引き起こす人道問題への我が国の対応に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第六五号）

（参事官（海外担当）（政策統括官（経済財政分析担当））に昇任させる（以上十月二十一日）

（参事官（海外担当）（政策統括官（経済財政分析担当））に昇任させる（以上十月二十一日）

（参事官（被災者生活再建担当）（政策統括官（防災担当））に配置換する（各通）

人事異動

内閣

特命全権大使

広報外交を担当するための日本政府代表を命ずる

簡易裁判所判事に任命する（以上十二月九日）

内閣府事務官

参事官（海外担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付）

内閣府事務官

大臣官房に配置換する

大臣官房参事官に併任する

大臣官房（大臣官房）同

内閣府事務官

参事官（海外担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付）

内閣府事務官

参事官（被災者生活再建担当）（政策統括官（防災担当））に併任する

内閣府事務官

叙位・叙勳

○叙位

（文部科学事務官）

叙位・叙勳

（文部科学事務官）

（経済産業大臣官房付）経済産業事務官

（田代毅）（外務省大臣官房）外務事務官（菱山聰）

（内閣府事務官（独立公文書管理監付参事官）に併当付）に併任する（十一月十二日）

（情報保全監察室参事官に併任する（同）同）折原茂晴

（内閣府事務官（独立公文書管理監付参事官）の併任解除する（以上十二月一日））源

（情報保全監察室参事官に併任する（同）同）

（内閣府事務官（独立公文書管理監付参事官）の併任解除する（以上十二月一日））

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 11 日

政治資金適正化委員会委員長 野々上 尚

登録番号	氏名	登録年月日
六三三三九	七、一〇、三 竹原 将英	六三三四〇
六三三四一	七、一〇、三 小島 泰三	六三三四二
六三三四三	七、一〇、三 田畠 雅康	六三三四四
六三三四四	七、一〇、三 谷川 敏之	六三三四五
六三三四五	一四 清田 幸佑	六三三四六
六三三四六	一四 山田 真一	六三三四七
六三三四七	一四 安藤 圭悟	六三三四八
六三三四八	一四 川西 勇	六三三四九
六三三四九	一四 清水 伸	六三三五〇
六三三五一	一四 川崎 龍一	六三三五二
七、一〇、一四 日當 優		

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 11 日

政治資金適正化委員会委員長 野々上 尚

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一四一一	七、一〇、一〇 居関 剛一		本人からの申請
一三一七	七、一〇、一〇 佐々木寛治		本人からの申請
三三八六	七、一〇、一〇 横本 滋		本人からの申請
三六二〇	七、一〇、一〇 濱田 健一		本人からの申請
三九一四	七、一〇、一〇 坂川 達志		本人からの申請
四四九五	七、一〇、一〇 西浦 渚一		本人からの申請

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、次のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 11 日

政治資金適正化委員会委員長 野々上 尚

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
五一〇六	七、九、二 陰山枝里奈	六二二六八	

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないもの、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和 7 年（家）第 552 号

岐阜県大垣市津村町 1 丁目 53 番地 18

申立人 古田千鶴子

本籍岐阜県関市南貸上 37 番地、最後の住所岐阜県関市南貸上 37 番地、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日令和 7 年 9 月 15 日、出生の場所岐阜県関市、出生年月日昭和 35 年 12 月 10 日、職業会社員

被相続人 亡 河村 彰英

事務所岐阜市金町 6-21 岐阜ステーションビル 502 号 岐阜ステーション法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡辺 俊介

催告期間満了日 令和 8 年 6 月 19 日

岐阜家庭裁判所

令和 7 年（家）第 793 号

愛知県知多郡東浦町藤江上之山 105 番地の 2

申立人 松谷ひとみ

本籍愛知県高浜市碧海町 4 丁目 2 番地 38、最後の住所愛知県高浜市碧海町 4 丁目 2 番地 38 コーポ三木本 102 号、死亡の場所愛知県刈谷市、死亡年月日令和 7 年 5 月 25 日、出生の場所青森県五所川原市、出生年月日昭和 37 年 11 月 3 日、職業会社員

被相続人 亡 會津 仁子

愛知県西尾市山下町泡原 17-2 御幸 N Y モール 103 カ葉法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井上 和香

催告期間満了日 令和 8 年 6 月 22 日

名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和 7 年（家）第 145 号

三重県名張市鴻之台 1 番町 1 番地

申立人 名張市長 北川 裕之

本籍東京都荒川区南千住 5 丁目 134 番地、最後の住所三重県名張市美旗中村 1800 番地 德明団地第 146 号、死亡の場所三重県名張市、死亡年月日令和 5 年 5 月 11 日、出生の場所大阪府大阪市福島区、出生年月日昭和 22 年 8 月 7 日、職業不明

被相続人 亡 廣谷 康夫

事務所三重県津市栄町 2 丁目 466 番地 楠井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 楠井 嘉行

催告期間満了日 令和 8 年 6 月 19 日

津家庭裁判所伊賀支部

令和 7 年（家）第 185 号

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

申立人 北海道

本籍北海道二海郡八雲町出雲町 8 番地 3、最後の住所北海道二海郡八雲町出雲町 8 番地 3、死亡の場所北海道二海郡八雲町、死亡年月日平成 28 年 8 月 18 日、出生の場所北海道山越郡八雲町、出生年月日昭和 23 年 1 月 20 日、職業不明

被相続人 亡 藤田 普

函館市新川町 18 番 12 号

相続財産清算人 弁護士 岡谷 直明

催告期間満了日 令和 8 年 6 月 20 日

函館家庭裁判所八雲出張所

令和 7 年（家）第 9056 号

秋田市保戸野中町 1-54 タウニイ保戸野 II-102

申立人 伊藤 智聰

本籍秋田県秋田市橋山南中町 125 番地、最後の住所秋田市牛島西 2 丁目 10 番 7 棟 10 号、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日平成 28 年 6 月 7 日、出生の場所秋田県秋田市、出生年月日昭和 11 年 2 月 17 日、職業無職

被相続人 亡 伊藤 邦雄

秋田市八橋本町 3 丁目 20 番 36 号 M2 ビル 2 階

相続財産清算人 司法書士 桐生 謙吾

催告期間満了日 令和 8 年 6 月 25 日

秋田家庭裁判所

令和 7 年（家）第 30301 号

川崎市川崎区宮本町 1 番地

申立人 川崎市

本籍神奈川県川崎市多摩区長尾 7 丁目 537 番地、最後の住所千葉県市原市山田橋 871 番地 2 吉村方、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日平成 30 年 5 月 15 日、出生の場所神奈川県橋樹郡向丘村、出生年月日大正 15 年 2 月 19 日、職業不明

被相続人 亡 新井 一郎

事務所千葉市中央区中央 3 丁目 5 番 1 号 千葉中央トーセイビル 5 階 B クリエ千葉法律事務所

相続財産清算人 弁護士 瀬田 和俊

催告期間満了日 令和 8 年 6 月 22 日

千葉家庭裁判所

令和7年（家）第90723号
東京都町田市西成瀬2丁目1番12号
申立人 中村 正子
本籍東京都町田市西成瀬2丁目1番、最後の住所東京都町田市西成瀬2丁目1番12号、死亡の場所東京都町田市、死亡年月日令和6年12月31日、出生の場所東京都東京品川区、出生年月日昭和17年11月29日、職業会社役員被相続人 亡 中村 軍典
事務所東京都八王子市横山町9番11号 小泉ビル3階あさや法律事務所
相続財産清算人 弁護士 片岡 麻衣
催告期間満了日 令和8年6月22日
東京家庭裁判所立川支部
令和7年（家）第90735号
東京都府中市宮西町2丁目24番地
申立人 府中市長 高野 律雄
本籍東京都府中市紅葉丘1丁目21番地の9、最後の住所東京都府中市紅葉丘1丁目21番地の9、死亡の場所東京都府中市、死亡年月日推定令和7年7月27日、出生の場所新潟県小千谷市、出生年月日昭和42年10月23日、職業不明
被相続人 亡 石川 滋子
事務所東京都新宿区新宿1丁目26番1号長田屋ビル5階 TOKYO大樹法律事務所
相続財産清算人 弁護士 木下 泉
催告期間満了日 令和8年6月22日
東京家庭裁判所立川支部
令和7年（家）第90806号
東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル寺田91-4
申立人 白田 拓
本籍青森県青森市大字久栗坂字浜田801番地、最後の住所東京都八王子市新町3番2号
コード202号、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日令和7年6月25日、出生の場所青森県青森市、出生年月日昭和23年12月28日、職業無職
被相続人 亡 本堂 光男
事務所東京都新宿区四谷2丁目4番地3 久保ビル2階 大谷&パートナーズ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 豊澤 朋子
催告期間満了日 令和8年6月22日
東京家庭裁判所立川支部
令和7年（家）第1116号
東京都千代田区麹町5丁目2番地1
申立人 株式会社オリエントコーポレーション
代表者代表取締役 梅宮 真

本籍愛知県半田市亀崎町9丁目23番地、最後の住所愛知県半田市前田町68番地の18、死亡の場所愛知県半田市、死亡年月日推定令和7年3月1日から10日までの間、出生の場所愛知県半田市、出生年月日昭和38年1月25日、職業不詳
被相続人 亡 宇都 充久
愛知県半田市前崎西町59番地弁護士法人ロー・モンド半田支所青葉法律事務所
相続財産清算人 弁護士 加藤 賴嵩
催告期間満了日 令和8年6月22日
名古屋家庭裁判所半田支部
令和7年（家）第144号
三重県伊賀市西高倉4988番地の149
申立人 鈴木 佳子
本籍三重県伊賀市寺田367番地、最後の住所三重県伊賀市寺田367番地、死亡の場所三重県伊賀市、死亡年月日令和2年5月22日、出生の場所三重県上野市、出生年月日昭和40年8月30日、職業会社役員
被相続人 亡 鈴木 弘
事務所三重県伊賀市上野桑町1369番地
相続財産清算人 司法書士 鎌元理恵子
催告期間満了日 令和8年6月19日
津家庭裁判所伊賀支部
令和7年（家）第40467号
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
申立人 株式会社三井住友銀行
本籍兵庫県三木市志染町中自由が丘3丁目308番地、最後の住所兵庫県三木市志染町中自由が丘3丁目308番地、死亡の場所兵庫県神戸市西区、死亡年月日令和7年2月20日、出生の場所京都府京都市上京区、出生年月日昭和18年3月5日、職業不明
被相続人 亡 柴田 利夫
神戸市中央区多聞通3丁目2番9号 甲南スカイビル710号 くすのき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 平野 晃子
催告期間満了日 令和8年6月30日
神戸家庭裁判所
令和6年（家）第30508号
広島市佐伯区海老園1丁目4番5号
申立人 広島市佐伯福祉事務所長 香川 隆志
本籍広島市佐伯区海老園2丁目320番地23、最後の住所広島市西区山田新町2丁目7番2号 千歳園、死亡の場所広島市西区、死亡年月日令和5年4月1日、出生の場所広島県佐伯郡五日市町、出生年月日昭和11年1月23日、職業無職
被相続人 亡 秋本 正

事務所広島市中区上八丁堀7番1-306号
相続財産清算人 司法書士 那部良明美
催告期間満了日 令和8年6月24日
広島家庭裁判所
令和7年（家）第7084号
山口県下松市東陽1丁目3番9号
申立人 岡 勝眞
本籍山口県山口市仁保中郷6281番地、最後の住所山口県山口市仁保中郷6281番地、死亡の場所山口県山口市、死亡年月日令和7年7月19日、出生の場所山口県山口市、出生年月日昭和38年8月21日、職業会社員
被相続人 亡 岡 晃弘
山口県山口市小郡高砂町2-11新山口ビル303号
相続財産清算人 弁護士 古本 武男
催告期間満了日 令和8年6月30日
山口家庭裁判所
失踪に関する届出の催告
次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。
令和7年（家）第252号
埼玉県ふじみ野市上ノ原1丁目1番地5
申立人 近藤 肇
本籍東京都豊島区池袋1丁目548番地、最後の住所埼玉県ふじみ野市上ノ原1丁目1番地5
不在者 近藤 剛郎
昭和58年12月12日生
届出期間満了日 令和8年3月25日
さいたま家庭裁判所川越支部
令和7年（家）第137号
埼玉県入間市大字上谷ヶ貫616番地
申立人 比留間久美子
本籍埼玉県日高市大字栗坪95番地8、最後の住所埼玉県日高市大字栗坪95番地8
不在者 園部喜久代
昭和11年6月19日生
届出期間満了日 令和8年3月24日
さいたま家庭裁判所飯能出張所

令和7年（家）第3781号
栃木県栃木市箱森町40番43号
申立人 最上 友美
本籍東京都港区赤坂9丁目10番地、最後の住所大阪府豊中市小曾根2丁目1番3-28号
不在者 日高 高義
昭和17年9月11日生
届出期間満了日 令和8年3月26日
大阪家庭裁判所
令和7年（家）第432号
大阪府和泉市黒鳥町4-5-22
申立人 後藤さとみ
本籍大阪府岸和田市中之浜町424番地、最後の住所大阪府岸和田市池尻町248番地
不在者 寺西 導与
昭和37年8月4日生
届出期間満了日 令和8年3月26日
大阪家庭裁判所岸和田支部
令和7年（家）第97号
広島市安芸区矢野南3丁目1番3号
申立人 渡邊ヤエ子
本籍山口県光市室積松原4160番地、最後の住所山口県光市室積松原7番28号
不在者 村田 道男
大正13年12月11日生
届出期間満了日 令和8年4月9日
山口家庭裁判所周南支部
令和7年（家）第308号
愛媛県松山市朝生田町2丁目7番18号タウンハウス美里N-3号
申立人 大福 純男
本籍愛媛県松山市立花1丁目41番地、最後の住所愛媛県松山市立花町4丁目2番31号
不在者 大福 和男
昭和5年3月14日生
届出期間満了日 令和8年3月30日
松山家庭裁判所
令和7年（家）第842号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石86番地76
申立人 崎田 義博
本籍福岡県糟屋郡須恵町大字植木263番地10、最後の住所福岡県糟屋郡須恵町大字植木263番地10
不在者 崎田 忠秀
昭和30年11月5日生
届出期間満了日 令和8年4月15日
福岡家庭裁判所

令和7年（家）第37号
福岡県直方市大字頓野993-11 泰山木21号
申立人 松尾 吉治
本籍福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2451番地、最後の住所福岡県鞍手郡鞍手町大字中山以下不詳
不在者 松尾 徳保
大正5年3月25日生
届出期間満了日 令和8年3月26日
福岡家庭裁判所直方支部
令和7年（家）第101号
福岡市南区向野1丁目12-10メゾンドシャトル707号
申立人 實満 鉄郎
本籍鹿児島県肝属郡南大隅町佐多馬籠2872番地、最後の住所鹿児島県肝属郡南大隅町佐多馬籠2910番地
不在者 實満はつみ
昭和27年7月5日生
届出期間満了日 令和8年3月26日
鹿児島家庭裁判所鹿屋支部
令和7年（家）第20号
埼玉県蕨市南町4-35-7
申立人 有我 瞳子
本籍岩手県遠野市宮守町下宮守27地割73番地、最後の住所岩手県上閉伊郡宮守村字下宮守27地割73番地
不在者 菊池 夕ヶ
大正9年9月10日生
届出期間満了日 令和8年3月25日
盛岡家庭裁判所遠野支部
令和7年（家）第711号
北海道札幌市清田区平岡9条2丁目2番39号
申立人 福島 信文
本籍北海道札幌市中央区南一条西7丁目2番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区国見6丁目74番17号サンヒルズ国見II番館107
不在者 福島 信吾
昭和56年12月8日生
届出期間満了日 令和8年3月31日
仙台家庭裁判所
令和7年（家）第119号
千葉県柏市高南台1丁目8番地6
申立人 神山由佳里

本籍千葉県柏市永楽台1丁目15番地、最後の住所茨城県筑波郡伊奈町大字勘兵衛新田58番地の95
不在者 宮平 三郎
昭和2年6月6日生
届出期間満了日 令和8年3月31日
水戸家庭裁判所土浦支部
令和7年（家）第211号
群馬県多野郡上野村大字乙父乙811番地
申立人 斎藤 獅生
本籍群馬県多野郡上野村大字乙父乙811番地、最後の住所埼玉県本庄市駅南1丁目8番33号
不在者 斎藤かおる
昭和43年1月25日生
届出期間満了日 令和8年3月27日
さいたま家庭裁判所熊谷支部
失 踪 宣 告
令和7年（家）第144号
本籍愛知県一宮市大和町苅安賀字火口上83番地、最後の住所本籍に同じ
不在者 林 重樹
昭和39年7月26日生
令和7年11月20日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所一宮支部裁判所書記官
令和7年（家）第1124号
本籍三重県伊賀市馬場106番地1、最後の住所三重県伊賀市馬場106番地の1
不在者 繁森美千男
昭和24年6月4日生
令和7年11月26日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官
令和7年（家）第1869号
本籍大阪府大阪市天王寺区逢阪1丁目74番地、最後の住所大阪府大阪市天王寺区逢阪1丁目2番7号
不在者 高橋 禮子
昭和6年8月14日生
令和7年11月26日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官
令和7年（家）第348号
本籍兵庫県神戸市中央区八幡通4丁目4番地1、最後の住所兵庫県神戸市中央区八幡通4丁目4番地1
不在者 山本 常一
明治26年9月15日生
令和7年11月26日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第40号
本籍熊本県球磨郡多良木町大字久米14番地、最後の住所熊本県球磨郡多良木町大字久米14番地
不在者 豊永シマエ
大正10年8月6日生
令和7年11月22日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所人吉支部裁判所書記官
失 踪 宣 告 取 消
令和6年（家）第532号
本籍静岡県伊東市富戸764番地、最後の住所静岡県田方郡修善寺町大平（以下不詳）日吉尚武方
申立人（失踪者） 日吉 譲子
昭和18年1月16日生
令和7年11月19日失踪宣告取消審判確定
静岡家庭裁判所浜松支部裁判所書記官
除 権 決 定
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。
令和7年（ヘ）第2号
神奈川県茅ヶ崎市新栄町13番16号茅ヶ崎ダイカンプラザC i t y 402
申立人 安中 淳
権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月21日
令和7年11月25日 横浜簡易裁判所
(別紙) 目 錄
小切手（線引） 1通
小切手番号 B D02005
金額 50,000円
支払人 湘南信用金庫杉田支店
支払地 神奈川県横浜市磯子区
振出日 令和2年7月30日
振出地 神奈川県横浜市
振出人 湘南信用金庫杉田支店 支店長 篠島 淳
最終所持人 申立人
令和7年（ヘ）第31号
別紙目録記載の権利について公示催告をしたところ、権利の届出の終期である令和7年11月12日までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、上記権利は失権する。

東京都葛飾区東四つ木2丁目2番24号
申立人 国本 栄地
東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目2番11-102号
申立人 李 栄浩 (LEE YOUNG H O)
権利の届出の終期 令和7年11月12日
令和7年11月13日 東京簡易裁判所
(別紙) 目 錄
(1)不動産の表示（一棟の建物の表示）
所在 葛飾区東四つ木二丁目 261番地2
構造 鉄骨造陸屋根2階建
床面積 1階505.37平方メートル
2階437.05平方メートル
(専有部分の建物の表示)
家屋番号 東四つ木二丁目 261番2の2
種類 工場
構造 鉄骨造陸屋根1階建
床面積 1階部分505.37平方メートル
(2)登記年月日番号 東京法務局城北出張所昭和44年5月21日受付第34891号
(3)登記した権利の内容
登記の目的 条件付賃借権設定仮登記
原因 昭和44年3月20日設定（条件 同日 根抵当の債務不履行）
借賃 1月1m² 50円
支払期 每月末日
存続期間 3年
特約 譲渡、軒貸ができる
権利者 台東区西浅草三丁目24番15号
協立内燃機株式会社
破産手続開始
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年（フ）第204号
福島県いわき市中央台飯野2丁目33番地の6
債務者 有限会社清水商事
代表者 代表取締役 清水 久弘
1 決定年月日時 令和7年11月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鍛冶 大輔
4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午前10時
福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第2088号 東京都八王子市台町4-44-11 債務者 株式会社P-L i n k 代表者代表取締役 西本 信秋 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白野 浩憲 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午前11時45分 東京地方裁判所立川支部民事第4部	4 破産債権の届出期間 令和8年1月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午前10時 さいたま地方裁判所越谷支部破産係 令和7年(フ)第191号 北海道苫小牧市木場町1丁目6番1号 債務者 株式会社P L E A S U R E 代表者代表取締役 佐々木浩志 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 細谷 祐輔 4 破産債権の届出期間 令和8年1月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前11時 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第539号 札幌地方裁判所苫小牧支部 鹿児島市小松原1丁目45番14号 債務者 有限会社小松原塗料産業 代表者代表取締役 木瀬 利博 1 決定年月日時 令和7年11月28日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小山 献 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前10時 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 令和7年(フ)第705号 静岡市葵区北沼上1197番地1 債務者 株式会社ティエスフォトン 代表者代表取締役 杉山 博一 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱美 利之 4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後2時 静岡地方裁判所浜松支部破産係 令和7年(フ)第784号 埼玉県八潮市大字二丁目字上404番地10 債務者 有限会社茂木鉄工 代表者代表取締役 茂木太喜男 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 廣部 俊介	令和7年(フ)第610号 熊本県菊池郡大津町室1728-1テクノ・ヴィラ2階S208号 債務者 株式会社社会福祉サービスシンフォニ 代表者代表取締役 富田 省三 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清田 祐介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前11時 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年(フ)第422号 静岡県駿東郡小山町須走76番地 債務者 有限会社壽浦工業 代表者代表取締役 壽浦 太朗 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内笛井 明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後2時 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年(フ)第374号 岡山県倉敷市亀山669番地2(101) 債務者 A 2 S t y l e 株式会社 代表者代表取締役 坪井ひろ志 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渋谷 康華 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後1時30分 岡山地方裁判所倉敷支部破産係 令和7年(フ)第250号 静岡県沼津市高島町28番14号 債務者 株式会社三十飛 代表者代表取締役 佐藤 浩由 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内海 雅秀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午後1時30分 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年(フ)第5333号 大阪府泉佐野市りんくう往来南3番41メ ディカルりんくうポート2階 債務者 医療法人紀隆会 代表者理事長 小村 泰雄 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 藏人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午後2時30分 大阪地方裁判所第6民事部
--	---	---

令和7年(フ)第1337号 京都市山科区大宅御供田町248番地レジデンス山科408号 債務者 合同会社T E 工業 代表者代表社員 江河 敏昭 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅井 亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前10時 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小澤 尚記 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前10時 名古屋地方裁判所民事第2部	3 破産管財人 弁護士 壽 彩子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午後1時45分 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 二井矢旬子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後1時40分 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第6080号 大阪市淀川区西中島5丁目6番16号 債務者 株式会社i T i e s 代表者代表取締役 長井 竜也 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 速見 祐祥 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 英倫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前10時 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱口 純吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前11時 長崎地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新 智博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午前10時 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第1085号 広島市西区草津港1丁目8番1号 債務者 株式会社鮮寿 代表者代表取締役 新谷 益啓 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 風呂橋 誠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午後2時 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 英倫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前10時 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 俊樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後1時30分 福島地方裁判所相馬支部	1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白木 優 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午前11時 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第88号 北海道岩見沢市四条西5丁目1番地3フレンズビルⅡ1階 債務者 株式会社Re i Cars 代表者代表取締役 芳賀 康夫 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 泰朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午前11時15分 札幌地方裁判所岩見沢支部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 細村 賢太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午後1時30分 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 俊樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後1時30分 福島地方裁判所相馬支部	1 決定年月日時 令和7年12月3日午前9時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 元木 将道 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午前10時 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第2503号 名古屋市中区栄5丁目8番33号 第2オーシャンビル603号 債務者 村手 智一	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西口 匠子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後1時30分 福島地方裁判所相馬支部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永合 大輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午後2時10分 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第427号
大津市大萱1丁目17番26号
債務者 株式会社茂原総建
代表者 代表取締役 松田 有美

- 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 朴 大俊
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前11時40分
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第4018号

大阪府豊中市庄内東町6丁目15-12-304、
住民票上の住所大阪府豊中市螢池南町1丁目
21番10-309号
債務者 田中 祐介

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大住 洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午後3時30分
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第299号

奈良県橿原市中曾司町298番地の1 ネオハイツ八木西415、前住所奈良県桜井市大字粟殿1005番地の2 ベラージュ桜井 901
債務者 森本 典彦

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清家 康男
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午後1時35分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第144号

宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢66番地 株式会社リツワ デイハウスリツワ、住民票上の住所宮城県栗原市志波姫伊豆野加藤前35番地
債務者 中嶋 一郎

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高城 晶紀
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午前10時5分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第154号

宮城県栗原市栗駒菱沼久保3番地1
債務者 氏家 吉廣

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高城 晶紀
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第645号

神奈川県秦野市桜町2丁目4番50号 ハイム・ユー・アイ
債務者 飯田 栄

- 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 佑
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第674号

神奈川県秦野市南矢名924番地の7
債務者 堀越真太郎

- 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山梨 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第2705号

愛知県北名古屋市高田寺屋敷542番地1
債務者 岡島 直樹

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 米山 健太
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2750号

愛知県知多郡南知多町大字内海字入口12番地
債務者 緑豊園こと 大岩 基泰

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福手 雅人
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午後1時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第648号

愛知県豊田市山之手3丁目65番地 ハピネス山之手503号
債務者 伊藤 広貴

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 倉内 充雄
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午後1時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第2126号

東京都青梅市河辺町5丁目26番地の24
債務者 新谷 勇気

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大藏 隆子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2783号

名古屋市中川区荒子1丁目203番地 プラティーグあらこ603号

債務者 三田村 進

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鳥居 佑樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2865号

横浜市泉区緑園6丁目7番地7 ウエルサイド緑園3 101号
債務者 古村 有宏

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水谷 泰朗
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月9日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで
横浜地方裁判所第3民事部

<p>令和7年(フ)第628号 相模原市南区相模大野7-46-6 プリムラ 相模大野203号室、住民票上の住所北海道岩見沢市幌向南4条2丁目250番地63 債務者 松本 貴志 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 細貝 健大 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月3日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 横浜地方裁判所相模原支部</p> <p>令和7年(フ)第684号 相模原市緑区東橋本2丁目19番21号 オハラ 社宅201 債務者 岡本 篤史 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 恒明 4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月3日午後1時45分 6 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 横浜地方裁判所相模原支部</p> <p>令和7年(フ)第414号 静岡県浜松市浜名区細江町中川7172番地1080 サンテユール108号室、住民票上の住所静岡県浜松市中央区伊左地町8753番地の3 債務者 高橋 親也 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渥美 利之 4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月3日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第139号 佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ里2796番地2 S-cube 110号 債務者 國政 明美</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鬼橋 正敏 4 破産債権の届出期間 令和8年1月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月4日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 佐賀地方裁判所武雄支部</p> <p>令和7年(フ)第2672号 神奈川県大和市西鶴間2丁目18番7-113号 債務者 高瀬 裕司 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永合 大輔 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月11日午後2時10分 6 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第2089号 神奈川県相模原市緑区元橋本町3番16号C A S A F L O R E S T A 303 債務者 西本 信秋 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白野 浩憲 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月5日午前11時45分 6 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第2066号 東京都多摩市一ノ宮3丁目4番地の6 ヴェル ドミール多摩桜ヶ丘405 債務者 齊藤 崇史 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 風呂橋 誠 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午後2時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。</p> <p>令和7年(フ)第348号 岡山県井原市野上町857番地 債務者 磯崎 正則 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笠岡 亮祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第388号 群馬県渋川市金井2728番地28 債務者 清水 哲雄 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山岡 俊介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第12号 新潟市西区小針藤山1番6号 クローバーハウス2F 債務者 昆 勝徳 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 氏家 信彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで 新潟地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第530号 新潟市東区紫竹5丁目10番12号 オークラン ド紫竹105号 債務者 弥永 正治 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐野千香子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで 新潟地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第2458号 横浜市保土ヶ谷区川島町931番地3 グリーンハイツ壱番館203号 債務者 田中 俊也 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笠岡 亮祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>
---	--	---

令和7年（フ）第2488号	横浜市保土ヶ谷区権太坂1丁目40番16号 債務者 上川 芳樹 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 千歳 博信 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年（フ）第862号	仙台市泉区泉ヶ丘2丁目19番28号 債務者 K I M M I S O O K 金 美淑（渡邊友美） 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐保 貴大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年（フ）第1392号	仙台市若林区沖野4丁目2番15号 債務者 畑中 周平 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中谷 洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年（フ）第291号	長崎県長崎市本原町26番7号 野村ビル202号 債務者 池田 航一 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 美香 4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで 長崎地方裁判所民事部破産係 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間
令和7年（フ）第48号	和歌山県田辺市磯間17番10号 債務者 森 かな江

1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第444号	静岡県浜松市中央区新橋町998番地パインクレスト1 303 債務者 池谷 健 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年（フ）第223号	山形市城西町5丁目10番30号 債務者 大戸 修 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで 山形地方裁判所民事部
令和7年（フ）第595号	愛知県岡崎市真伝町字荒戸21番地5 p o g g i o a l s o l e t r e 205 債務者 大原 一修 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年（フ）第64号	三重県伊勢市宮川1丁目2番23号 債務者 山崎 敏男 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係
令和7年（フ）第96号	三重県伊勢市柏町3番地 債務者 川原 泉 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 名古屋地方裁判所伊勢支部破産係
令和7年（フ）第44号	名古屋市千種区光が丘1丁目21番64号 シエラ光ヶ丘C-301号 債務者 木村 聖佳 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第2556号	名古屋市南区鳴尾1丁目40番地の1 ファミール201号 債務者 小川 海里（旧姓花木） 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第2560号	名古屋市中村区八社2丁目164番地 県営中村住宅1棟129号 債務者 森川 美香 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 名古屋地方裁判所中村支部破産係
令和7年（フ）第346号	岡山県倉敷市玉島爪崎133番地4 債務者 平田よし江 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第352号	岡山県倉敷市西阿知町370番地1 ビレッジハウス西阿知1号棟209号 債務者 油木 文代 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第304号	福岡県久留米市東櫛原町2207番地16 なし マンション310号 債務者 北村 清敏
1 決定年月日時 令和7年11月28日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第2066号	埼玉県上尾市大字上1178番地 サンコーハイツ106、旧住所埼玉県上尾市緑丘2丁目7番27号 債務者 藤村 政嗣
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第2067号	埼玉県上尾市大字上1178番地 サンコーハイツ106、旧住所埼玉県上尾市緑丘2丁目7番27号 債務者 藤村由美子
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第2093号	埼玉県朝霞市泉水3丁目14番1-A-411号、 旧住所埼玉県朝霞市朝志ヶ丘1丁目2番1-636号 債務者 平澤 廣勝
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第778号	埼玉県草加市氷川町2140番地1 レピュート 関根103号 債務者 三熊 澄子
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 千葉地方裁判所佐原支部
令和7年(フ)第55号	千葉県香取市八日市場1082番地3 債務者 奥津千香子
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第797号	埼玉県春日都市備後東2丁目20番14号 白桜 苑備後 債務者 太田 保
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 千葉地方裁判所佐原支部
令和7年(フ)第805号	埼玉県草加市谷塚上町193番地1 サンハイツホリ2-102号 債務者 西塔 雅行
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 千葉地方裁判所佐原支部
令和7年(フ)第332号	埼玉県本庄市児玉町金屋1077番地 倉林ア パート金屋 債務者 岡山 秀喜
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第335号	相模原市南区御園3丁目22番5号 サンシャ トル101 債務者 吉澤 由佳
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第302号	愛知県稻沢市南麻績町郷内27番地10 債務者 ANTINERO PHILLIP LOUIE BARBOZA (アンチネロ フィリップルイーバルボサ)
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第53号	千葉県香取市津宮4102 養護老人ホームひま わり苑、住民票上の住所千葉県香取市大戸川 1956番地4 大戸県営住宅1-101 債務者 白井ナミ子
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第79号	奈良県大和郡山市箕山町8番10号 債務者 高垣三智子
1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第351号	岡山県倉敷市白楽町205番地4 えとアシ ティE棟 101号室、転居前の住所岡山県倉 敷市老松町2丁目2番17-802号 アンジュ ラビス 債務者 土居 陽子
1 決定年月日時 令和7年12月3日前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第364号	岡山県倉敷市日ノ出町2丁目2番38-102号 プリマローズ日ノ出町、転居前の住所岡山県 岡山市北区谷万成1丁目11番6-5号 301 債務者 末石 博揮
1 決定年月日時 令和7年12月3日前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第379号	岡山県倉敷市東塚4丁目16番48号 イースト リッチB205 債務者 小西 哲也
1 決定年月日時 令和7年12月3日前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第386号
岡山県笠岡市吉田4252番地2 徳山住宅、転居前の住所岡山県笠岡市笠岡4039番地7
債務者 伊木 久芳
1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第1401号
札幌市手稲区手稲本町2条4丁目4番8-106号
債務者 加藤 利城
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
　　札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1953号
札幌市清田区真栄1条2丁目4番1-310号
債務者 大崎 健司
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
　　札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2077号
札幌市手稲区稲穂4条7丁目9番20号 ロイヤルコート4.7-301号
債務者 舟山 初美
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
　　札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2083号
札幌市中央区南2条東2丁目3番地1 創成グランドハイツ402号
債務者 上林 未来

1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2124号
札幌市北区屯田9条2丁目7番12号
債務者 田村 恵理
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2143号
札幌市手稲区前田5条14丁目4番15号 ウエルリー前田5条101号
債務者 桑野 悠
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2158号
札幌市厚別区厚別南2丁目4番21-106号
債務者 畑中 則生
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2171号
札幌市中央区北6条西11丁目19-1 カトレアパークイレブン203号、住民票上の住所札幌市西区山の手3条4丁目2番36号 ヒューメイン山の手406号
債務者 半谷 智幸

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2182号

札幌市豊平区豊平2条1丁目1番28-401号
債務者 岩渕 由人

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2192号

札幌市豊平区美園8条7丁目1番18-101号
債務者 栗田 真凜(旧姓鎌田)

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2224号

札幌市厚別区大谷地東4丁目1番1-516号
債務者 西村 裕美

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2230号

札幌市西区八軒8条東5丁目4番6号 GH
マゼル・まさおハウス

債務者 田所 貴士

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2235号

札幌市東区北11条東10丁目5番18-308号
債務者 島田 遼

1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2283号

札幌市清田区清田2条3丁目10番44号 平田
マンション102号
債務者 佐々木正則

1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2284号

札幌市清田区清田2条3丁目10番44号 平田
マンション102号
債務者 佐々木法子

1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2327号

札幌市南区澄川3条1丁目5番7-202号
債務者 佐々木彩芽

1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第232号
 鋸路市千歳町3番137号 パークサイドT
 308、前住所鋸路市鶴野東2丁目21番17号
 シティーフォーラム鶴105
 債務者 蘇武 恵一
 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
 鋸路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第33号
 福島県石川郡石川町大字赤羽字達中久保36番地の5
 債務者 高橋裕樹子(旧姓安達・松田)
 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
 福島地方裁判所白河支部破産係

令和7年(フ)第275号
 群馬県藤岡市本郷903番地1 県住F棟118号
 債務者 小山 忠芳
 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第199号
 千葉県旭市中谷里8280番地2
 債務者 伊藤 清
 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第45号
 京都府福知山市石原4丁目174番地 グリーンパレス1SA I 102号
 債務者 野間 映里(旧姓四方)

1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 2 日午後 3 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 1 月 27 日まで
 京都地方裁判所福知山支部破産係
令和 7 年 (フ) 第 903 号
大阪府藤井寺市小山 1 丁目 9 番 22-202 号、
前住所大阪府藤井寺市恵美坂 1 丁目 1 番 43-
511 号
債務者 安田遼太郎
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 2 日午後 2 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 1 月 27 日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和 7 年 (フ) 第 907 号
大阪府松原市東新町 4 丁目 10 番 12 号
債務者 尾崎 友佑
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 2 日午後 2 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 1 月 27 日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和 7 年 (フ) 第 908 号
大阪府松原市東新町 4 丁目 10 番 12 号
債務者 尾崎 実香
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 2 日午後 2 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 1 月 27 日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和 7 年 (フ) 第 941 号
堺市堺区中安井町 1 丁 4 番 10-603 号、前住
所堺市東区北野田 547 番地
債務者 光原 俊彦

1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 2 日午後 2 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 1 月 27 日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和 7 年 (フ) 第 9 6 3 号
堺市堺区賀町 2 丁 1 番 28 号 賀町文化 1 F 1 号室
債務者 内藤健次こと 尹 健次
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 2 日午後 2 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 1 月 27 日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和 7 年 (フ) 第 9 7 1 号
堺市堺区香ヶ丘町 1 丁 8 番 17-501 号
債務者 外園 勝宣
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 2 日午後 2 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 1 月 27 日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和 7 年 (フ) 第 9 7 2 号
堺市中区深井畑山町 384 番地 1 M Y コート
深井 101 号
債務者 桦谷 健
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 2 日午後 2 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 1 月 27 日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和 7 年 (フ) 第 9 7 6 号
堺市美原区黒山 845 番地
債務者 松村 正治
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 2 日午後 2 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第989号

大阪府羽曳野市碓井4丁目8番5-1001号
碓井府営住宅 5棟
債務者 大隈あゆみ

1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第992号

堺市北区黒土町61番地3
債務者 坂井 宝花

1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第996号

大阪府高石市西取石1丁目19番19-201号
債務者 別所 富子

1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1009号

堺市堺区賑町2-1-28、住民票上の住所堺市堺区向陵東町1丁7番14号
債務者 鈴木 恒良

1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1014号	堺市堺区協和町3丁151番地 中団地4号館305号 債務者 和田 �刚 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第1024号	堺市北区百舌鳥赤畠町4丁278番地1 もず山洋ハイツ302号 債務者 柴田佐智子 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第1035号	堺市北区百舌鳥梅町1丁401番地 債務者 井上 義浩 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第1041号	大阪府松原市上田7丁目1番9号 ウエルコート松原、住民票上の住所兵庫県尼崎市蓬川荘園459番地 大島文化 債務者 榎並 雅明 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1044号	堺市北区東浅香山町2丁250番地7 南郷文化101 債務者 松下 三二 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第1049号	堺市中区土塔町75番地3 債務者 寺岸 直美 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第230号	高知県香南市吉川町古川1004番地11 債務者 德弘 愛華 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第248号	高知市口細山224番地33 債務者 正岡 季玲 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第270号	高知市比島町2丁目16番12号 パストラル高知501号 債務者 安部 淳 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第1069号	宮城県名取市名取が丘6丁目7番5-402号 ビレッジハウス愛島、従前の住所大阪府高槻市玉川2丁目21番206号 債務者 須田 元彦 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1363号	仙台市若林区若林4丁目2番20-402号 債務者 川村 奈緒 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第139号	宮城県東松島市矢本字関の内62番地34 内海住宅1 債務者 阿部 夕子 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第185号	秋田市牛島南2丁目9番2号 債務者 渡邊 萌 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 秋田地方裁判所大館支部
令和7年(フ)第235号	秋田市土崎港北1丁目2番28号 債務者 三浦 政江 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第238号	秋田市新屋元町13番10号 日新ハイツ105 債務者 吉田 泉 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第39号	秋田県由利本荘市小防ヶ沢22-7 シェアハウス流星、住民票上の住所秋田県由利本荘市東由利諸合字新田60番地 債務者 磯崎 美穂 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 秋田地方裁判所本荘支部
令和7年(フ)第70号	秋田県大館市积迦内字稻荷山下19番地2、旧住所東京都板橋区南常盤台1丁目30番21-611号 債務者 田村 清司 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 秋田地方裁判所大館支部

令和7年（フ）第57号 秋田県大仙市下深井字白山131番地 債務者 粟津 裕輔 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 秋田地方裁判所大曲支部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 津地方裁判所破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年（フ）第229号 茨城県石岡市石岡3023番地1 エルハイツ101 債務者 大山 誠 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 長野地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 津地方裁判所四日市支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（フ）第490号 新潟市中央区弁天橋通1丁目14番16号 債務者 土田 拓也 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 長野地方裁判所松本支部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 神戸地方裁判所姫路支部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（フ）第328号 山梨県甲府市上石田4丁目8番34号 アメニティ甲府403号室、前住所東京都杉並区高井戸西1丁目5番12号 SOLANA 101 債務者 西川 詩織 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 静岡地方裁判所下田支部	1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 奈良地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（フ）第332号 山梨県南アルプス市寺部130番地 債務者 野田 直貴	1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第346号 和歌山市吹屋町4丁目10番地 サンコーブラザ201号 債務者 服部 敦 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第147号 鳥取県境港市竹内町272番地1 債務者 吉村 梨紗(旧姓北村) 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第159号 鳥取県境港市渡町2874番地3 松下方 債務者 西岡 節子 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第160号 鳥取県境港市小篠津町1134番地1 債務者 門脇 和美 法定代理人成年後見人 中永 淳也 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第87号 島根県出雲市多伎町多岐876-7 市営沖代住宅3号棟204号、住民票上の住所島根県大田市長久町長久口426番地35 債務者 小島 純子

1 決定年月日時 令和7年12月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第150号 山口県下関市彦島福浦町2丁目19番26-1101号 債務者 福嶋 優菜(旧姓加藤) 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 松江地方裁判所出雲支部
令和7年(フ)第266号 広島県福山市水呑町288番地1 清風花苑502、旧住所広島県福山市曙町6丁目9番31号 フィグトゥリーK105 債務者 ショクフクこと 鈴 重信 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第267号 広島県福山市北吉津町2丁目1番34号 債務者 山田 靖浩 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第268号 高知県高岡郡四万十町七里甲1463番地 七里 団地401号室 債務者 長山 佳与 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第28号 高知県高岡郡四万十町七里甲1463番地 七里 団地401号室 債務者 長山 佳与 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 高知地方裁判所須崎支部
令和7年(フ)第10号 長崎県対馬市上県町犬ヶ浦167番地 債務者 大石恵美子 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 高知地方裁判所須崎支部
令和7年(フ)第31号 山口県萩市大字椿612番地5 債務者 安森絵梨子 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 山口地方裁判所萩支部
令和7年(フ)第149号 山口県下関市彦島福浦町2丁目19番26-1101号 債務者 海技巧こと 福嶋 海 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 長崎地方裁判所厳原支部破産係
令和7年(フ)第11号 長崎県対馬市上県町佐須奈乙1085番地4 債務者 倉成 陸子 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 長崎地方裁判所厳原支部破産係
令和7年(フ)第523号 宮崎市宮崎駅東3丁目9番地1 ジョイス テーションビル203号 債務者 後藤憲太郎 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第524号 宮崎県西都市大字茶臼原1038番地2 債務者 矢野 未来 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 宮崎地方裁判所破産係

<p>令和7年(フ)第525号 宮崎県児湯郡木城町大字椎木5872番地 債務者 津田真由美 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 宮崎地方裁判所破産係</p>	<p>令和7年(フ)第70号 岩手県一関市大手町3番7-807号 ファーストビル、前住所岩手県奥州市水沢字谷地明円97番地3 ボラン C棟(前々住所)仙台市青葉区赤坂2丁目31番地の2 債務者 菅原 利明 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和7年(フ)第60号 鹿児島県奄美市住用町大字川内1057番地1 川内住宅4号棟57-1号、前住所鹿児島県奄美市住用町大字西仲間271番地 債務者 吉村 健作 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係</p>	<p>令和7年(フ)第1241号 東京都昭島市松原町5丁目19番9号美和レジデンス101号 債務者 佐々木 翔 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 盛岡地方裁判所一関支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和7年(フ)第62号 鹿児島県奄美市名瀬小浜町29番9号 村上ビル307号 債務者 川田 晴喜 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係</p>	<p>令和7年(フ)第1941号 東京都八王子市万町14番地2 債務者 柏木 宙 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 長野地方裁判所諏訪支部</p>
<p>令和7年(フ)第142号 岩手県和賀郡西和賀町沢内字新町11地割40番地1 債務者 田中 憲子 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係</p>	<p>令和7年(フ)第2292号 横浜市戸塚区上矢部町1647番地1 アーバン日の森A-201号 債務者 小清水常夫 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第2365号 神奈川県海老名市下今泉3丁目4番49-106号 債務者 山本 愛里 1 決定年月日時 令和8年2月3日まで 盛岡地方裁判所花巻支部</p>	<p>令和7年(フ)第2474号 横浜市磯子区杉田4丁目6番15号 アズシャルマン202号 債務者 阿部島 恵 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和7年(フ)第2510号 横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷町3丁目203番地レナージア保土ヶ谷404号 債務者 大川 光春 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第2518号 横浜市磯子区丸山2丁目13番11-203号 債務者 矢部 隆夫 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 長野地方裁判所諏訪支部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 長野地方裁判所諏訪支部</p>
<p>令和7年(フ)第2555号 神奈川県茅ヶ崎市今宿749番地 ベルメゾン今宿102号 債務者 三ツ井嘉宜 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第2799号 兵庫県明石市魚住町鴨池5番地の1 ユニライフ明石魚住202号 債務者 高田 知菜 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係</p>

令和7年(フ)第281号 兵庫県明石市大久保町高丘5丁目3番地の13 61棟402号 債務者 横山 康子 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和7年(フ)第159号 徳島県徳島市南二軒屋町神成830番地の1 債務者 加藤 敬徳 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第300号 徳島県板野郡藍住町笠木字中野183番地3 第1藍住マンション 402号、旧住所徳島県 徳島市川内町榎瀬739番地 債務者 竹田 真雪 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第72号 福岡県直方市大字感田169番地15 債務者 大石 愛代 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 福岡地方裁判所直方支部
令和7年(フ)第461号 沖縄県那覇市上之屋1丁目10番3-505号 エレガンス・コーポフェリーチェ 債務者 犬童 弘恵(旧姓佐々木)

1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第41号 沖縄県名護市字為又269番地2 シャトー ユミザ 306号室 債務者 山本 裕貴 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 那覇地方裁判所名護支部
令和7年(フ)第49号 沖縄県国頭郡恩納村字山田2715番地1 債務者 河合 小春(旧姓親川) 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 那覇地方裁判所名護支部
令和7年(フ)第254号 神奈川県横須賀市船越町1丁目34番地 ハイ ツ鈴木A-102 債務者 中村 春香 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第926号 神戸市須磨区松風町3丁目1番2-1303号 債務者 天宮響こと 北出 韶(旧氏名北出 知子) 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 福岡地方裁判所直方支部
令和7年(フ)第461号 沖縄県那覇市上之屋1丁目10番3-505号 エレガンス・コーポフェリーチェ 債務者 犬童 弘恵(旧姓佐々木)
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第1061号 神戸市須磨区明神町2丁目4番16号 S Yハ イツ201 債務者 竹内和樹 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第158号 青森県黒石市西ヶ丘67番地 ファミリーハイ ム西ヶ丘B棟H号室、旧住所青森県黒石市大 字西馬場尻字派村31番地 債務者 工藤 誠弘 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 青森地方裁判所弘前支部
令和7年(フ)第159号 青森県黒石市西ヶ丘67番地 ファミリーハイ ム西ヶ丘B棟H号室、旧住所青森県黒石市大 字西馬場尻字派村31番地 債務者 工藤 千春 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 青森地方裁判所弘前支部
令和7年(フ)第314号 青森市大字四ツ石字里見75番地2 自立訓練 事業所SUN 債務者 芦沢 孔規 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時10 分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 山口地方裁判所周南支部

令和7年(フ)第157号	山口県宇部市大字際波244番地81 債務者 田邊 咲美 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第160号	山口県宇部市大字東万倉343番地6 ビレッジハウス楠 1号棟405号 債務者 小池 孝一 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第336号	北海道旭川市花咲町7丁目4055番地 花咲第一マンション101号 債務者 山田 遥 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月25日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第193号	北海道帯広市西5条南9丁目3番地4 トリコロールハイツ1・702号 債務者 佐賀野 孝 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月5日午前10時30分 釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第5387号	大阪府寝屋川市堀溝3丁目14番2号(203号) 債務者 野田 拓馬 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月24日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5414号	大阪市鶴見区横堤2丁目13番8号 ヴィラナリーア 109号室 債務者 近藤志保香 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月24日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5642号	大阪市北区松ヶ枝町3番2-704号 債務者 久保田宏美 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月13日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第33号	熊本県球磨郡あさぎり町岡原北342番地2 新堀ノ内団地15号 債務者 溝上 遥佳 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月4日午後2時30分 5 免責審尋期日 令和8年2月5日午前10時30分 本件破産手続を廃止する。 札幌市白石区本郷通8丁目北1-18 グランディール本郷通103号室、住民票上の住所北海道千歳市福住2丁目8番地の5 破産者 若林 克弥 1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで 2 一般調査期日 令和8年2月4日午後2時30分 令和7年12月2日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1914号	神奈川県海老名市今里2丁目21番19号 破産者 吉田 和良(旧姓松本) 1 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 2 一般調査期日 令和8年3月5日午前10時10分 令和7年12月3日 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第645号	大阪市平野区瓜破東2丁目7番10号 破産者 中村寿一こと KIM SOO SU K 金壽錫 1 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 2 一般調査期日 令和8年2月2日午後2時30分 令和7年12月2日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第646号	大阪市平野区瓜破東2丁目7番10号 破産者 中村眞弓こと YOON JUNG SOOK 尹貞淑 1 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 2 一般調査期日 令和8年2月2日午後2時30分 令和7年12月2日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第61号	大阪府和泉市黒鳥町3丁目7番9号 破産者 株式会社OKAMOTO 1 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 2 一般調査期日 令和8年3月2日午後2時 令和7年12月2日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第62号	大阪府和泉市黒鳥町3丁目20番20号 破産者 岡本 喜行 1 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 2 一般調査期日 令和8年3月2日午後2時 令和7年12月2日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第443号	大阪府貝塚市橋本106番地4-4棟402号 破産者 岸本真理子 1 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 2 一般調査期日 令和8年2月9日午後2時 令和7年12月1日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第91号
埼玉県熊谷市籠原南2丁目89番地 オアシス
KK101号、開始決定時の住所埼玉県熊谷市
今井227番地
破産者 稲村 浩一
1 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで
2 一般調査期日 令和8年3月3日午前11時15分
令和7年12月2日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第137号
沖縄県那覇市長田2丁目10番25-106号 メゾン嘉数
破産者 仲宗根宗一
1 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで
2 一般調査期日 令和8年1月29日午前10時30分
令和7年12月1日
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第267号
大阪府和泉市富秋町2丁目10番2号
破産者 株式会社ナカジマ
1 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで
2 一般調査期日 令和8年3月9日午後1時30分
令和7年12月2日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第385号
堺市北区中長尾町1丁4番1-101号、前住所堺市北区長曾根町1180番地3-709号
破産者 中島真一郎
1 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで
2 一般調査期日 令和8年3月9日午後1時30分
令和7年12月2日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年(フ)第6166号
大阪府枚方市伊加賀北町7番6-203号
破産者 竹内 和也
1 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで
2 一般調査期日 令和8年3月12日午後1時40分
令和7年12月2日
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第1101号
大阪市平野区長吉出戸2丁目5番13-305号、
旧住所大阪府松原市西大塚町7番地の21
破産者 馬渡 辰也

1 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
2 一般調査期日 令和8年3月2日午後1時30分
令和7年12月2日
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第84号
長崎県佐世保市桜木町1419番地1 桜木住宅
5番館110号、開始決定時の住所長崎県佐世保市小舟町48番地1
破産者 石田 正紀
1 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
2 一般調査期日 令和8年2月6日午前11時35分
令和7年12月1日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第2514号
大阪府八尾市松山町2丁目4番24号
破産者 株式会社竹商プラス
1 破産債権の届出期間 令和8年1月15日まで
2 一般調査期日 令和8年2月26日午後2時20分
令和7年12月2日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第294号
さいたま市見沼区大字東門前165番地7 七里ガーデン303
破産者 木村 圭一
1 破産債権の届出期間 令和8年1月19日まで
2 一般調査期日 令和8年3月16日午前10時
令和7年12月3日
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第5437号
大阪市中央区高麗橋1丁目5番2号
破産者 株式会社モデリア
1 破産債権の届出期間 令和8年1月23日まで
2 一般調査期日 令和8年3月2日午後1時50分
令和7年12月2日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第332号
岡山県玉野市玉原1丁目15番9号
破産者 橋本 健治
1 破産債権の届出期間 令和8年2月2日まで
2 一般調査期日 令和8年3月24日午後1時30分
令和7年12月2日
岡山地方裁判所第3民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第367号

宮崎市吾妻町129番地1 リバーサイド河村
201号、前住所宮崎市大字本郷北方3296番地
3ドウェル・コンシェルトⅠ棟101号
破産者 廣島 清盛

異議申述期間 令和8年1月14日まで

令和7年12月3日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第383号

宮崎市太田2丁目2番34号 ドミール太田
106号
破産者 井上 裕司

異議申述期間 令和8年1月14日まで

令和7年12月3日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第4103号

大阪市阿倍野区美章園2丁目27番11号
破産者 梶本 和子

異議申述期間 令和8年1月27日まで

令和7年12月2日

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第10004号

仙台市泉区山の寺1丁目39番40号
清算株式会社 株式会社ユニ・メディア
代表清算人 猪岡 英生

1 決定年月日 令和7年11月27日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(ヒ)第3034号

大阪府交野市幾野6丁目33番2号
清算株式会社 エスケー株式会社
代表清算人 嶋田 健一

1 決定年月日 令和7年11月27日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第1005号

神戸市長田区長楽町6丁目2番28号
清算株式会社 株式会社ヒルトン製靴

1 決定年月日 令和7年11月28日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(ヒ)第104号

和歌山市中649-3-611

清算株式会社 伸宏商事株式会社

1 決定年月日 令和7年11月28日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第18号

埼玉県鴻巣市赤見台4丁目10番13号

清算株式会社 株式会社太陽造型

代表清算人 宮田 晃子

1 決定年月日 令和7年11月28日

2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 定義

本協定において、協定債権とは、令和7年10月15日までの原因に基づいて発生した債権をいう。また、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とし、協定債権額は別紙のとおりとする。

2 協定債権の弁済

清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。

3 協定債権の免除

各協定債権者は、前項の規定の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、本各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

4 新たな財産が発見された場合の取扱い

前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

（別紙省略）

以上

さいたま地方裁判所第3民事部

更生手続における包括的禁止命令

令和7年(ミ)第4号

大阪府岸和田市宮本町10番12号
開始前会社 株式会社都エンタープライズ
主文 開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債務者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条1項2号に規定する強制執行等及び同条2項に規定する国税滞納処分をしてはならない。

令和7年11月28日

大阪地方裁判所第6民事部

更生手続における保全管理命令

令和7年(ミ)第4号

大阪府岸和田市宮本町10番12号
開始前会社 株式会社都エンタープライズ
1 主文 更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2 保全管理人 大阪市中央区北浜2丁目3番9号入商八木ビル2階 堂島法律事務所 弁護士 奥津 周
令和7年11月28日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による決議に付する決定

令和7年(再)第1号

熊本県宇城市不知火町長崎4205番地3
再生債務者 熊本観光開発株式会社
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月29日付け(同年10月14日及び同年11月10日各修正)
再生債務者提出の再生計画案
2 書面投票期間 令和8年1月14日まで
3 議決権不統一行使の通知期限 令和7年12月17日
令和7年11月26日

熊本地方裁判所民事第1部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第40号

群馬県邑楽郡大泉町富士1丁目17番12号
再生債務者 狩野 秀之

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月23日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(再イ)第43号

- 青森市大字大野字山下177番地86
再生債務者 鈴木 完治
- 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時30分
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年12月22日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月14日まで

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第66号

- 愛知県一宮市東五城字出先68番地3
再生債務者 手塚 裕次
- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年12月22日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月5日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第67号

- 愛知県一宮市浜町5丁目9番地1
再生債務者 高田 真也
- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年12月22日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月14日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第34号

- 兵庫県川西市久代6丁目2番2-815号
再生債務者 橋戸 大地

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和7年(再イ)第124号

- 埼玉県新座市栗原1丁目6番16-408号
再生債務者 丸山 栄治
- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第184号

- 埼玉県久喜市菖蒲町上栢間3400番地2
再生債務者 小椋 勝康
- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第207号

- 千葉市中央区大森町514番地61 ハイツヒマワリ203号
再生債務者 岡本 優人
- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月20日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第214号

- 千葉市美浜区高洲2丁目8番8棟823号
再生債務者 増田 佳裕

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月20日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第28号

- 長野県中野市大字中野2116番地
再生債務者 下田 和樹
- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

長野地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第29号

- 長野県須坂市大字福島656番地2
再生債務者 田中 孝志
- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

長野地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第275号

- 名古屋市北区上飯田南町3丁目21番地の7
再生債務者 内田 拓磨
- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第281号

- 名古屋市西区那古野1丁目19番2号
再生債務者 水谷 正
- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第304号 名古屋市中区正木1丁目2番31号 ライオンズマンション正木302号 再生債務者 白井祐里香 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月15日まで 岡山地方裁判所倉敷支部	令和7年（再イ）第60号 神奈川県平塚市広川323番地の14 再生債務者 種田 梨奈 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月14日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月23日まで 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年（再イ）第309号 名古屋市中区新栄2丁目46番24号 プライマル千種ステラ1103号 再生債務者 岡村 佳昌 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月3日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月14日から令和8年1月21日まで 札幌地方裁判所岩見沢支部	令和7年（再イ）第47号 愛媛県松山市和泉北3丁目22番31号 再生債務者 渡邊 将大 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月16日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第25号 函館市美原5丁目26番13号 再生債務者 富尾 拓 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月14日から令和8年2月3日まで 函館地方裁判所
令和7年（再イ）第36号 岡山県倉敷市玉島1丁目11番22-17号 再生債務者 川上 透 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月8日から令和8年1月22日まで 青森地方裁判所八戸支部個人再生係	令和7年（再イ）第19号 愛媛県西条市下島山甲220番地269 再生債務者 福山 美博 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月14日から令和8年1月27日まで 松山地方裁判所西条支部	令和7年（再イ）第82号 仙台市青葉区錦ヶ丘8丁目9番地の20 再生債務者 村上 忠 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月27日まで 仙台地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第17号 青森県八戸市大字沢里字藤子24番地27 再生債務者 松橋 弘幸 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月8日から令和8年1月22日まで 青森地方裁判所八戸支部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年12月3日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月8日から令和8年1月22日まで 福岡県久留米市荒木町荒木855番地11 再生債務者 鐘ヶ江浩司 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	令和7年（再イ）第6号 宮城県気仙沼市所沢325番地49 再生債務者 中澤 勝也 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月27日まで 仙台地方裁判所気仙沼支部	
令和7年（再イ）第48号 岡山県総社市中原88番地19 再生債務者 神田 光 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月15日まで 岡山地方裁判所倉敷支部	1 決定年月日時 令和7年12月3日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月8日から令和8年1月22日まで 青森地方裁判所八戸支部個人再生係	令和7年（再イ）第46号 福岡県久留米市荒木町荒木855番地11 再生債務者 鐘ヶ江浩司 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	令和7年（再イ）第5号 秋田県にかほ市寺田字寺田29番地 再生債務者 佐々木雅博 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月27日まで 秋田地方裁判所本荘支部再生係
令和7年（再イ）第51号 岡山県倉敷市浦田2550番地14 再生債務者 安原 繁	1 決定年月日時 令和7年12月3日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月14日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和7年（再イ）第14号 宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原5丁目31番地 県営宮ヶ原団地1棟18号 再生債務者 松原 若美（旧姓尾前）	

令和7年（再イ）第139号 東京都羽村市羽東3丁目12番7号 再生債務者 森谷 昌洋 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月14日から令和8年2月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月20日まで 横浜地方裁判所横須賀支部	令和7年（再口）第1号 三重県伊賀市桐ヶ丘5丁目129番地 再生債務者 菱田 達彦 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月14日から令和8年1月21日まで 高松地方裁判所丸亀支部
令和7年（再イ）第178号 横浜市神奈川区新町8番地2 フェイム東神奈川201号室 再生債務者 小幡 一美（旧姓熊谷） 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年1月26日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年12月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月14日から令和8年2月4日まで 新潟地方裁判所高田支部	令和7年（再イ）第15号 新潟県糸魚川市大字中野口7番地11 再生債務者 長野 誠 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月21日まで 津地方裁判所伊賀支部
令和7年（再イ）第228号 神奈川県藤沢市大庭5558番地の2 ピューテラス湘南2-203 再生債務者 田村 祐樹 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年1月26日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年2月3日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年（再イ）第529号 大阪府門真市桑才町26番38号 再生債務者 羽田 誠二 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月20日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第245号 横浜市青葉区荏田北2丁目16番地17 再生債務者 高橋 雅典 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年1月26日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月14日から令和8年1月21日まで 長野地方裁判所松本支部	令和7年（再イ）第38号 長野県塩尻市大字大門1580番地 再生債務者 牛山 博貴 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年2月3日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年（再イ）第23号 神奈川県横須賀市若松町3丁目16番地サンコリースタワー1903 再生債務者 木村 寿恵	1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第53号 静岡県浜松市中央区住吉3丁目19番5号 再生債務者 茅野 光治 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月22日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年（再イ）第21号 香川県丸亀市中津町1438番地7 再生債務者 森本かおり 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月6日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月20日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和7年（再イ）第21号 静岡地方裁判所浜松支部再生係 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月14日から令和8年1月28日まで 高松地方裁判所丸亀支部	

令和7年(再イ)第123号

兵庫県姫路市飾磨区阿成中垣内15番地6

再生債務者 富士田哲也

1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年1月7日まで

4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年2月3日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第110号

京都府木津川市木津雲村52番地15

再生債務者 津田智之

1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで

4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月21日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年(再イ)第114号

神奈川県藤沢市善行1丁目20番地の5 ラ

フィネ藤沢403号室

再生債務者 崎迫勇太

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月18日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月15日まで

令和7年12月1日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第128号

横浜市港北区大倉山7丁目26番12号

再生債務者 石井秀幸

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで

令和7年12月2日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第141号

横浜市港北区高田西2丁目10番24号 アーバンU201

再生債務者 片岡晃

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで

令和7年12月2日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第96号

神奈川県大和市福田5丁目10番地6 (開始決定時の住所) 神奈川県大和市林間1丁目15番25-1号

再生債務者 星野政和

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月31日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月17日まで

令和7年12月3日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第127号

横浜市戸塚区下倉田町570番地1 ラピュタ壱番館103号

再生債務者 荒木芳一

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月17日まで

令和7年12月3日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第145号

千葉県船橋市海神1丁目24番10-306号

再生債務者 加藤正義

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月19日まで

令和7年12月2日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第70号

仙台市太白区長町7丁目9番6号 仙台長町七丁目北社宅A-302

再生債務者 中村直樹

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月27日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月23日まで

令和7年12月2日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第93号

仙台市宮城野区平成2丁目16番21号 ディアスパレー202

再生債務者 折原 洋希

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月27日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月23日まで

令和7年12月2日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第43号

大分市大字津守1087番地の1 フォルムT S U M O R I I 202

再生債務者 宇野敬三

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月23日まで

令和7年12月2日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第27号

栃木県足利市上渋垂町511番地3

再生債務者 笠原進右

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月21日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月24日まで

令和7年12月3日

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(再イ)第18号

千葉県山武郡横芝光町尾垂イ3513番地213

再生債務者 向後俊徳

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月24日まで

令和7年12月3日

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(再イ)第78号

東京都多摩市永山1丁目12番地の7スパリオールパレス205

再生債務者 半田良輔

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月24日まで

令和7年12月3日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第40号

相模原市南区相模台3丁目18番15号 ライオズマンション相模台305

再生債務者 山田浩子(旧姓前田)

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月20日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月24日まで

令和7年12月3日

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第10号

岐阜県安八郡神戸町大字柳瀬609番地の1、前住所岐阜県瑞穂市生津808番地97

再生債務者 森和也

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月8日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月24日まで

令和7年12月3日 岐阜地方裁判所大垣支部

令和7年(再イ)第13号

三重県伊勢市上地町1764番地3 ハイツコバヤンB-2-B号室

再生債務者 上根直美

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月30日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月24日まで

令和7年12月3日

津地方裁判所伊勢支部再生係

令和7年(再イ)第11号

埼玉県児玉郡美里町大字関1235番地

再生債務者 長谷川恵子

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月25日まで

令和7年12月3日

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第17号

奈良県葛城市笛吹51番地

再生債務者 高松和寛

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月20日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月26日まで

令和7年11月28日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年（再イ）第20号 群馬県邑楽郡大泉町之内3丁目7番7号 再生債務者 堀 希代子 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月2日 前橋地方裁判所太田支部	令和7年（再イ）第66号 大阪府和泉市上町437番地の1 ダイアパレス 鶴山台1107号室 再生債務者 中原 俊則 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月1日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年（再イ）第77号 兵庫県相生市那波南本町6番46号 再生債務者 入江 真衣 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 7日まで 令和7年12月2日 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年（再イ）第14号 山口市秋穂二島324番地98 再生債務者 山田 優斗 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月3日 山口地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第22号 群馬県太田市東長岡町165番地1 レ・ジュ メルII-B2号 再生債務者 西野 有佑 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月2日 前橋地方裁判所太田支部	令和7年（再イ）第70号 大阪府泉大津市東豊中町1丁目3番17号 グ ランコートいづみ103号 再生債務者 田中 優気 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月1日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年（再イ）第41号 兵庫県明石市二見町東二見670番地の6 再生債務者 上仲 健 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月2日 神戸地方裁判所明石支部再生係	令和7年（再イ）第34号 香川県高松市中野町20番21号 グレイス中野 町304 再生債務者 池田 龍一 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 7日まで 令和7年12月3日 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年（再イ）第30号 滋賀県守山市伊勢町460番地 イーストピー ス守山303号（前住所）兵庫県加古川市加古 川町備後55番地 II-101号 再生債務者 橋爪 光輝（旧姓河村） 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月2日 大津地方裁判所民事部再生係	令和7年（再イ）第13号 兵庫県加西市中野町1494番地の112 シャー メゾンコタニ207 再生債務者 川尻 敬助 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月3日 神戸地方裁判所社支部	令和7年（再イ）第75号 広島市東区山根町19番2-102号 再生債務者 満田 幸信 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月3日 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第17号 愛媛県松山市大手町1-9-6-205 再生債務者 福本 哲史 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月20日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 9日まで 令和7年12月3日 松山地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第92号 京都市伏見区深草東伊達町2番地65 再生債務者 足立 卓哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月3日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和7年（再イ）第20号 佐賀県武雄市武雄町大字富岡10983番地3 ジェントリー・HARA102号 再生債務者 佐藤 慶希 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月3日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係	令和7年（再イ）第100号 広島県山県郡北広島町有田382番地1（リ一 ベン千代田B103） 再生債務者 船本 慎平 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月3日 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第6号 山口県山陽小野田市大字小野田471番地8 再生債務者 藤田 勝 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 13日まで 令和7年12月1日 山口地方裁判所宇部支部
令和7年（再イ）第370号 大阪府八尾市桂町5丁目25番地の13 再生債務者 馬場 弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月2日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第74号 京都市左京区一乗寺下り松町14番地 ノース コート 403 再生債務者 中島 浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 9日まで 令和7年12月3日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和7年（再イ）第4号 京都地方裁判所第5民事部再生係	

令和7年（再イ）第18号 山口県宇部市大字際波417番地49 再生債務者 中嶋 里香 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月13日まで 令和7年12月2日 山口地方裁判所宇部支部 小規模個人再生による再生手続廃止
令和7年（再イ）第326号 大阪府池田市緑丘1丁目3番27号 緑丘バイナス103 再生債務者 小原 武彦 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年12月2日 大阪地方裁判所第6民事部 給与所得者等再生による再生手続開始
令和7年（再ロ）第3号 横浜市旭区笹野台1丁目48番14号 アンビシャス103 再生債務者 石塚 大樹 1 決定年月日時 令和7年12月3日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年1月26日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
令和7年（再ロ）第2号 神奈川県綾瀬市大上1丁目21番7号 再生債務者 増岡 竜也 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月29日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年12月16日まで 令和7年12月2日 横浜地方裁判所第3民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可 令和7年（再ロ）第4号 北海道苦小牧市川沿町6丁目10番15号 再生債務者 石崎 昌樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年11月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月3日 札幌地方裁判所苦小牧支部 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。
令和7年（チ）第1003号 埼玉県久喜市古久喜846-5 ライオンズマンション久喜2-304 申立人 池名 義之 住所・居所 不明 (橋爪孝利の最後の住所)埼玉県幸手市北1丁目26番8号 (不動産登記記録上の亡池名満つの住所)板橋区若木二丁目参番参考 所在等不明共有者 亡池名満つ相続人橋爪孝利 届出期間満了日 令和8年3月30日 令和7年11月28日 東京地方裁判所 (別紙) 物件目録 1 所在 板橋区若木二丁目 地番 弐九六番壱八 地目 宅地 地積 49.19平方メートル (所在等不明共有者 亡池名満つ相続人橋爪孝利持分 5分の1)
2 所在 板橋区若木二丁目 弐九六番地壱八 家屋番号 弐九六番壱六 種類 居宅 構造 木造瓦葺平家建 床地積 21.78平方メートル (所在等不明共有者 亡池名満つ相続人橋爪孝利持分 5分の1) 所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判がされることになります。

令和7年（チ）第13号 大阪市城東区関門2-3-26W-1201号 申立人 塩野 博行 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所)兵庫県尼崎市東難波町五丁目366番地 所有者 株式会社杉山工務店 届出期間満了日 令和8年2月12日 令和7年12月1日 大阪地方裁判所堺支部 (別紙) 物件目録 所在 羽曳野市誉田七丁目 地番 676番1 地目 公衆用道路 地積 8.09平方メートル 令和7年（チ）第19号 広島県東広島市西条土与丸1丁目5番55号 申立人 シンクコンストラクション株式会社 代表者 代表取締役 正路 隆弘 住所・居所 不明 (最後の住所)山口県防府市八王子二丁目14番32号 所有者 森 康 届出期間満了日 令和8年1月16日 令和7年11月28日 広島地方裁判所 (別紙) 物件目録 1 所在 東広島市河内町入野字野路 地番 12108番162 地目 山林 地積 302平方メートル 不明所有者の持分 4分の1 2 所在 東広島市河内町入野字野路 地番 7261番2 地目 山林 地積 3.92平方メートル 不明所有者の持分 4分の1 令和7年（チ）第7号 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2982番地2 申立人 一般社団法人南宇和交通安全協会 所有者 住居所不明 (最後の住所)愛媛県南宇和郡城辺町甲383番地)脇田 平治 届出期間満了日 令和8年2月2日 令和7年11月28日 松山地方裁判所宇和島支部 (別紙) 物件目録 所在 南宇和郡愛南町城辺 地番 甲531番30 地目 雜種地 地積 307平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都渋谷区神南二丁目一一番四号F.P.G
リンクス神南五階 (甲) 合同会社ラーマ

代表社員 小口 裕太

東京都中央区銀座一丁目二番一号銀座
大竹ビジデックス二階 (乙) 合同会社E.S.Gファクトリー

代表社員 小口 裕太

東京都杉並区清水一丁目一二番二号
(内) 合同会社もももんが電王

代表社員 小口 裕太

当社(甲)は吸収分割により株式会社名鉄百貨店(乙)、住所愛知県名古屋市中村区名駅一丁目二番二号の酒類の通信販売を含む中元・歳暮事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月一日です。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://kesson.meitetsu.co.jp/group/>
00000116
(乙) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年六月二十日
掲載頁 四十九頁(号外第一三八号)

令和七年十二月十一日
愛知県名古屋市中村区名駅四丁目八番二六号
株式会社名鉄生活創研
組織変更公告
代表取締役社長 杉山 貴治

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

埼玉県所沢市大字荒幡九〇〇番地一六

合同会社聖神サービス
代表社員 門脇 紗羅

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五一番一〇号
PORTAL POINT HARAJU
KU. 四〇四

代表社員 嘉華合同会社
周 小峰

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都中央区新川二丁目三番四号新川田所
ビル三階 合同会社C.Sインベスト
代表社員 徐 暁

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都中央区東新川二丁目三番四号
山は萩間茶農業協同組合
代表理事 水野 吉治

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都中央区新川二丁目三番四号新川田所
ビル三階 合同会社C.Sインベスト
代表社員 徐 暁

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都目黒区中目黒一丁目一一番二七号L.A
N T I Q U E B Y I O Q F D 一〇
W a n o k u n i 合同会社
代表社員 山本 和武

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都目黒区中目黒一丁目一二番二七号
熊本市東区石原一丁目一二番二七号
合同会社トレーラーシップ
代表社員 松下 勝司

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都新宿区西新宿三丁目二番四号
株式会社H.I.K.E
代表取締役 三上 政高

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

石川県金沢市不動寺町イ四番地二
宮崎市松橋二丁目一一番三五号
合同会社エムケイ商事
代表社員 甲斐 政輝

組織変更公告

当組合は、令和七年十二月十日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

効力発生日は令和八年二月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都新宿区西新宿三丁目二番四号
株式会社H.I.K.E
代表取締役 三上 政高

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都新宿区西新宿三丁目二番四号
株式会社H.I.K.E
代表取締役 三上 政高

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都新宿区西新宿三丁目二番四号
株式会社H.I.K.E
代表取締役 三上 政高

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都新宿区西新宿三丁目二番四号
株式会社H.I.K.E
代表取締役 三上 政高

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都新宿区西新宿三丁目二番四号
株式会社H.I.K.E
代表取締役 三上 政高

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都千代田区神田駿河台一丁目八番地一
一東京Y.W.C.A会館八階
株式会社Antway
代表取締役 前島 恵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

沖縄県那覇市与儀一丁目二六番六号
一和産業合資会社
代表社員 大仲 和江

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を七億五千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都新宿区西新宿三丁目二番四号
株式会社H.I.K.E
代表取締役 三上 政高

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億五百二万六百十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都新宿区西新宿三丁目二番四号
株式会社H.I.K.E
代表取締役 三上 政高

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億五百二万六百十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都新宿区西新宿三丁目二番四号
株式会社H.I.K.E
代表取締役 三上 政高

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億五百二万六百十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都新宿区西新宿三丁目二番四号
株式会社H.I.K.E
代表取締役 三上 政高

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億五百二万六百十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都新宿区西新宿三丁目二番四号
株式会社H.I.K.E
代表取締役 三上 政高

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億五百二万六百十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十一日

東京都千代田区神田駿河台一丁目八番地一
一東京Y.W.C.A会館八階
株式会社Antway
代表取締役 前島 恵

